

キャッシュレス・消費者還元事業に関する特約

第1条（目的）

1. 本特約は、政府予算に盛り込まれた「キャッシュレス・消費者還元事業」（以下「本事業」という。）において、利用者は次条に定義する内容を確認し、同意のうえ本事業のサービス提供を受けるものとする。
2. 本特約に別段の定めがない事項については、本事業に登録された対象キャッシュレスサービス（イオンカードセレクトを含むイオンカード、イオン銀行 CASH+DEBIT カード、イオンデビットカード、イオン銀行 J-Debit サービス、イオン ID、電子マネーWAON を指し、以下「カード等」という。）の規約等が適用されるものとする。

第2条（定義）

1. 本事業における「利用者」とは、カード等の発行者からカード等の発行を受け、当該カード等を用いて、商品又は役務の提供を受ける者をいう。
2. 本事業における「加盟店」とは、本事業の登録を受けた加盟店をいう。
3. 本事業における「対象取引」とは、本事業の実施期間中に行われた取引をいう。
4. 本事業における「不当な取引」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 他人のカード等を用いて決済した結果として、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること。
 - (2) 架空の売買や、直接又は間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等、客観的事情に照らして取引の実態がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること。
 - (3) 商品若しくは権利の売買又は役務の授受を目的とせず、本事業による消費者還元を受けることのみを目的として、カード等の利用を行い、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること。
 - (4) 本事業の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること。
 - (5) 本事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、又は現金若しくは本事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること。
 - (6) その他公募により経済産業省から採択された本事業の執行団体（以下「補助金事務局」という。）が、補助金制度の趣旨に照らして不当であると判断する取引。

第3条（キャッシュレス・ポイント等還元付与）

1. 本サービスは、本事業対象の加盟店において、利用者がカード等で対象取引をした際に、利用者に還元されるポイント等を当行所定のタイミング・方法で還元を受けることができるものとする。ただし、1月当たりの還元上限額は、当行が定めた金額を上限とする。

2. 利用者は、電子マネーWAONを除き、当社所定のポイント等還元時点においてカード等を解約している場合には、原則、還元を受けることができないものとする。

第4条（不当な取引の検知）

当行は、次の各号に掲げる事項についてのモニタリングを含め、不当な取引であることが疑われるものを検知するために必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 決済金額
- (2) 決済件数
- (3) 決済頻度
- (4) キャンセル取引の発生状況
- (5) その他補助金事務局が適当と認める事項

第5条（調査）

当行は、前条の規定による措置を講じた結果、不当な取引であることが疑われるものを検知した場合には、別途補助金事務局が定める調査手続きに従い、次の各号に掲げる調査を行うものとする。

- (1) 不当な取引を行ったことが疑われる利用者について過去に当行が取得した情報その他の関連情報の調査
- (2) 不当な取引を行ったことが疑われる利用者についての過去の問合せ等の履歴の調査
- (3) 前条に規定する必要な措置、本条第一号から前号までの調査の結果その他の方法により不当な取引を行ったことが疑われる利用者に対するチャット、メール、電話等による調査又は訪問調査

第6条（情報連携）

当行は、利用者が不当な取引を行った場合には、次の各号に掲げる当該利用者を特定するために必要な情報を補助金事務局及び本事業に登録された他のキャッシュレス決済事業者、イオン銀行 J-Debit サービスにおいては日本電子決済推進機構（以下「機構」という。）及び加盟店（機構所定の加盟店規約を承認のうえ、機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人）並びにその委託先等に共有するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 電話番号
- (4) 住所
- (5) 決済手段に付与された番号又は記号
- (6) 引落先銀行口座情報（銀行口座引落が設定されている場合に限り。）
- (7) 不当な取引を行った事実

第7条（返還）

不当な取引を行った利用者は、当行に対して、直ちに既に付与したポイント等又はその相当額の返還しなければならないものとする。

第8条（利用停止・損害賠償）

1. 不当な取引が発生し、又は不当な取引が発生した疑いがある事が判明した場合には、当該利用者に対する消費者還元を停止し、またカード等の使用を停止するものとする。
2. 不当な取引を行った利用者は、自己の行った不当な取引により国、補助金事務局又は当行に損失が生じた際には、損失額に相当する金額を賠償するものとする。

第9条（有効期間）

本特約の有効期間は、本事業に基づく業務が継続している期間に限られるものとする。ただし、第4条から第8条については除く。

第10条（本特約の改定）

当行は、ウェブサイトへの掲載その他相当な方法で告知することにより、本特約を改定できるものとする。改定後の本特約は、告知に記載された適用開始日から適用されるものとする。利用者は、これに異議なく承諾するものとする。

附 則

本特約は、2019年10月1日から適用します。